お知らせ

日本銀行代理店の廃止・集約に伴い、当局供託所(千葉地方法務局茂原支局) の日本銀行取扱店が下記のとおり変更になります。

記

- 1 取扱店
 - (1) 変更前 日本銀行茂原代理店(千葉銀行茂原支店)
 - (2) 変更後
 - ア 供託金、供託振替国債の取引

日本銀行千葉代理店 (千葉銀行本店営業部)

(〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港1-2)

イ 供託有価証券の取引

日本銀行本店

(〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1)

2 変更日

令和4年6月1日(水)から

- 3 対象となる手続
 - (1) 供託金の納入、振り込み方式による供託金の納入、供託有価証券の受入れ、供託振替国債の受入れ(なお、ゆうちょ銀行等のATMを利用した「電子納付」は、従来どおりご利用いただけます。)
 - (2) 小切手による払渡し、供託有価証券の払渡し、供託振替国債の払渡し
- 4 日本銀行千葉代理店(千葉銀行本店営業部)及び日本銀行本店の御案内
- (1)日本銀行千葉代理店(千葉銀行本店営業部)
- (2)日本銀行本店





なお、ご不明な点は、千葉地方法務局供託課(TEL043-302-1318)又は茂原支局(TEL0475-24-2188)までお問い合わせください。